

## 五所川原市認知症初期集中支援事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ち自分らしい生活を送ることができるように、認知症の方やその家族と早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、必要に応じた自立支援を行うものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、五所川原市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部について、市が適当と認める者に委託することができる。

(支援チームの組織)

第3条 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名を持って組織し、市長が委嘱又は任命する。

2 専門職は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、薬剤師等の医療、保健、福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験を3年以上有する者

3 専門医は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症サポート医の資格を有する医師
- (2) 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会から認定を受けた専門医
- (3) 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

(支援の対象者)

第4条 支援チームによる支援の対象となる方（以下「支援対象者」という。）は、市内在住で、次の各号すべてに該当する方及びその家族とする。

- (1) 認知症若しくは認知症が疑われる方
- (2) 医療機関、介護サービス事業所等による安定的な支援を受けていない方

(支援の内容)

第5条 支援チームは、支援対象者に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 認知症に関する専門的助言及び生活環境の改善指導
- (2) 医療機関への受診勧奨
- (3) 介護サービスの利用勧奨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 認知症初期集中支援を行う期間は、原則として、支援を開始した日から6か月を経過する日までとする。

(守秘義務)

第6条 支援チームの構成員及び市から委託を受けた者は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 支援チームの庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から実施する。